

## 平成25年第6回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年 6月25日 (火)  
午前9時30分 から 午前10時44分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 ( 13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫 (会長)		
4. 本日の欠席委員 ( 2名)

6番	福田正明	10番	小野陽一
----	------	-----	------
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第13号 農地法第3条の規程による許可申請について
  - 日程第3. 議案第14号 農地法第4条の規程による許可申請について
  - 日程第4. 議案第15号 農地法第5条の規程による許可申請について
  - 日程第5. 議案第16号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第6. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前9時30分

事務局	おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第6回の農業委員会総会を開会致します。 はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。
岡村会長	おはようございます。心配されました台風4号の被害もなく安堵したところでございます。先般の全国農業委員会大会のご報告をさせていただきます。全国農業委員会会長大会が5月30日東京千代田区の日比谷公会堂で全国から2,000余名の会長関係者が集結し盛大に開催されましたことをご報告致します。私たち熊本県からの参加者は森日出輝会長以下54名の参加で私も苓北町農業委員会の会長として参加をさせていただきました。大会に先立ちまして第5回耕作放棄地発生防止解消活動の表彰がございまして、農林水産大臣賞に岩手県の葛巻町農業委員会、農林振興局長賞に岐阜県の有限会社恵那栗が受賞されました。農林水産大臣賞を受賞されました岩手県の葛巻農業委員会は平成8年から発生防止解消対策に取り組み、離農者の増加による遊休農地の流動化を進め担い手への農地利用集積に積極に取り組まれております。耕作放棄地発生の未然防止に成果を上げた点や解消対策としましては耕作放棄地調査、地図化、指導と一連の農業委員会活動のもと約69ヘクタールの耕作放棄地を解消した点が評価されたようでございます。農林振興局長賞の岐阜県の恵那市の有限会社「恵那栗」は8年間放任された栗園、桑畑耕作放棄地13ヘクタールを再生させ、又高齢化等で管理できなくなった栗園、桑園、桃園を引受け耕作放棄地6ヘクタールの発生を未然に防止した点等が評価されたようでございます。 その他の団体も色々耕作放棄地対策等が優れているなど特徴ある点が受賞の対象になったと思われまます。続いて全国農業委員会会長大会は、二田会長の挨拶に始まりまして基本農政の確立に向けた政策提案で、一つ目に農政の基本である農地制度の実効性の確保、二つ目に日本型直接支払の基本的なあり方、三つ目に担い手総合支援の確立、四番目に東日本大震災原発事故への万全な対応など基本農政の確立など決議を致しました。TPP交渉につきましては国益を守れない TPP交渉に反対を求める要請決議がなされ TPP交渉は例外無き

関税撤廃を前提としているだけでなくアメリカ基準の規則、制度を押しつける交渉であり農業に限らず我が国の社会システムを崩壊させる危険なルールづくりであることから、我々は繰り返し参加反対を訴えてまいりました。米、麦、牛肉、乳製品、甘味資源作物等我が国農業における重要品目については、関税撤廃の除外対象とすること。国民の不安に対して説明責任を果たすこと。国益を損なうことが明らかになった場合は、即座に交渉から脱退することなどが決議をされました。

農業委員会活動更なる取組に関する申し合わせ決議におきましては地域に根差した農業委員会活動の更なる取組を進めて、人農地プランの作成に当たって、市町村や関係機関団体と連携して積極的に検討の場や話し合いの場へ参画すること。

当該担い手がない農地の保安管理や農地利用集積、再配分の面的な農地利用を管理するため、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人等との連携の一層の強化を図ること。平成25年度からスタートする農業者年金「加入者累計13万人」に向けた3ヶ年運動の達成に向けた、加入推進の取組を強化することが決議をされました。

また、会場を別にして県選出国會議員との意見交換会では、「ホテル、モントレ赤坂」で要請活動、意見交換会が開催されました。農業農村振興施策等に関する提言書を、各国会議員に渡し提言しました。各国会議員からは快く提言を重く受け止めて進めていきたいという返答がありました。

続いて二日目の山梨県甲府市農業委員会の先進地視察を行いました。甲府市は人口約20万人の山の都です。平成18年に中道町と上九一色村北部との合併で212.4K㎡で伝統産業であります水晶研磨加工を始めとする宝飾産業が盛んであります。農業面では、気候は夏場は高温多湿で、冬場は低温乾燥という盆地特有の状況を呈し、ブドウ、桃、梨等の栽培が盛んであります。

甲府市農業委員会は、公選委員が29名、選任委員が10名、事務局長1名、農地係4名、振興係4名の構成でございます。

農業者年金業務は農業者年金の加入、脱退に関する指導及び提出書類の確認、受理等を実施新規加入者の掘り起こしなど年金事業促進に農業委員を始め農業団体と協力し推進活動を展開されているようでございます。農地銀行活動事業では農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等を促進するというこ

務は昭和57年12月1日甲府市から事務委任され農地銀行推進員75名を中心に農地情報の交換と斡旋、締結活動等を行い農地の流動化による有効活用をもって耕作放棄地の発生防止や中核農家の規模拡大農地を求める就農希望者への支援に成果を収めている用でございます。農地利用集積円滑化事業の実施に当たっては、甲府市が円滑化団体となって交付金等の事業特性を生かし農地銀行との振り分けによる今後の地域の中心となる経営体や就農希望者確保に務められるようでございます。苓北町では農地利用集積円滑化事業はJAの方で行っているとおりでございます。TPPの問題につきましては、私たち熊本県の提言と変わりはないようでございます。以上で大会の報告をさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

本日は6番福田正明委員さん10番小野陽一委員さんより欠席の連絡をいただいております。また福山委員さんにつきましては少し遅れられるということで連絡をいただいております。

定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の進行は岡村会長にお願い致します。よろしくお願い致します。

## 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議長

それでは、議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、12番の渡邊和人委員さんと13番春本一喜委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

## 3, 議 事

議長

それでは、日程第2. 議案第13号 農地法第3条の規程による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2. 議案第13号 農地法第3条の規程による許

可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は申請書に記載しておりますとおり坂瀬川の畑1筆210㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は遠隔地居住により耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。贈与による所有権移転でございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

2 番 はい

議 長 はい、どうぞ。

2 番 議案について現地を調査してまいりましたのでご報告申し上げます。6月22日の土曜日に午後から譲受人宅へ電話連絡致しまして本人と面会したいということで確認致しましたところ本人は仕事で留守でございましたので、ご両親がいらっしやいまして現地へ一緒にご案内していただけるという事になりました。錦戸委員さんも同行していただきまして現地を調査してまいりました。現地は自宅より直線距離で約500メートルから600メートルくらい。高低差はかなりありそうな所がありました。譲受人のご家庭は親子3人でご両親は身体的また高齢でありまして、農作業には従事できるような状況ではありませんでしたけれども、譲受人本人も現在農業には従事されておりませんでした。譲渡人については現在申請されている場所に居住されていますが、今後天草には居住する予定はないそうで譲受人との関係は隣同士であり譲受人のお父さんとは同級生

という関係でありました。現地は地目上は畑になっておりましたが、既に周囲は耕作放棄されて荒廃しており山林化しておりました。現地に行くまでには小さな里道がありましたが現地の手前約100メートル位下の墓地がありまして、そこまでは多少の往来がありそうでしたがそれから上は全く通行されていないような状況でした。以上のような状態でありましたけれども、贈与による所有権移転されたものと思います。ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、詳しくご説明いただきましてありがとうございます。  
他にご意見はございませんか。

(ありませんの声あり)

議長 はい、無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので、許可することに致します。  
次に日程第3議案第14号 農地法第4条の規程による許可申請についてを上程を致します。事務局より説明をお願いを致します。

事務局 はい、8ページをお開き下さい。

議案記載の申請人は、議案記載のとおりであり、申請物件の表示は、8ページ記載のとおり都呂々の畑1筆1,013㎡です。転用の目的は植林です。転用しようとする理由の詳細は、申請地は山間部に位置し、作業道も狭く人力での作業を要する生産性の低い農地であるため、約25年前に許可が必要であることの認識が無いままに杉、ヒノキを植林した。他に代替え出来る用地も無いことから、申請地を引き続き山林として管理したい。というものです。場所及び資料につきましては、9ページから12ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当で

あると判断しております。又農地の区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。今回は始末書を添付しての申請となっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いします。

11 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

11 番 現地は、急勾配の山の中腹にありまして、そこに至る道も人一人通れるくらいで、機械も入らないような道で周辺も含めて現在大変荒れている状態です。天候もありまして私自身は直接現地確認は出来なかったんですが、事務局の方が確認に行かれてその報告を受けた次第です。申請地を含めまして高齢化によりましてなかなか畑を管理できず、現地も周辺も山で大変荒れている状態でありました。申請人の親の世代に植林されたようですが親御さんも昨年亡くなられてまして、その息子さんの申請になったものと思われまして、申請が遅くなったようではありますが今後とも山林として管理されていくことが望ましいと思いました。

議 長 はい、ありがとうございました。他に、ご意見ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので許可することにいたします。続きまして、日程第4 議案第15号農地法第5条の規程による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

- 事務局 はい、日程第4議案第15号 農地法第5条の規程による許可申請についてご説明致します。
- 14ページをお開き下さい。譲受人は議案記載のとおりであり、譲渡人も議案記載のとおりです。申請物件の表示は、志岐の田1筆99㎡です。転用の目的は個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、申請地は、昭和56年頃住宅を建築した土地であるが、当時、所有者の相続の関係で所有権移転が難しい状態であったため、転用許可が必要であると認識していたものの、やむを得ず賃貸借契約をし住宅建築を行ったものである。今回所有者の相続登記が完了し、農振農用地の除外許可も得られたため、所有権を移転並びに転用手続きを行い、引き続き住宅用地として管理したい。というものです。
- 場所及び資料につきましては、15ページから20ページに図示しております。
- 農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。農用地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。今回は始末書を添付しての申請でございます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。委員皆様ご存じのとおり先般町長よりの合議を求められておりました用地でございます。農振農用地の除外申請が許可をされまして、今回の申請となったわけでございます。この件についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。
- 議長 ございませんか。無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 議長 はい、全員賛成でございますので許可することにいたします。



続きまして、日程第5 議案第16号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第5 議案第16号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。23ページをお開き下さい。

新規設定で整理番号1番から4番までございます。

利用権の設定を受ける者は、1番から3番までが個人4番が円滑化団体です。設定する土地の所在は1番、2番が白木尾、3番が内田、4番が都呂々です。地目は1番が畑4筆4, 102㎡。2番が畑3筆2, 370㎡。3番が畑1筆555㎡。4番が田1筆1, 952㎡です。利用権を設定する者は議案記載のとおりです。利用権の種類は賃借権です。設定する期間は1番から3番までが10年6ヶ月、4番が6年6ヶ月です。

続きまして24ページをお開き下さい。転貸で1件ございます。

23ページで円滑化団体が新規で借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。

25ページをお開き下さい。所有権移転です。2件ございます。整理番号1番は農業公社から個人へ所有権を移すものです。所在、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

整理番号2番は個人から農業公社へ所有権を移すものです。所在、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

議 長 ございませんか。無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 全員賛成でございますので、許可することに致します。議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いをいたします。

事務局

はい、それでは、その他の項で説明したいと思います。

(資料により説明する。)

- 1、農地法施行規則第32条第1項第1号」に基づく届出
- 2、結婚推進事業の推進に伴う「出会い応援団（応援団体）」への登録について
3. その他

次回農業委員会総会予定

平成25年 7月25日（木）午前9時30分

議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年第6回総会を閉会いたします。

閉会午前10時44分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_